

## 【資料3】

### 保育標準時間・短時間の時間設定について

平成27年4月1日から子ども・子育て支援新制度がスタートすることに伴い、認可保育園に通おうとする児童は、施設型給付費の対象施設である認可保育園に通園するための支給認定を市から受ける必要があります。

支給認定には、2つの区分（11時間以内の保育を受けることができる「保育標準時間認定」・8時間以内の保育を受けることができる「保育短時間認定」）があり、各施設はそれぞれの保育時間帯を設定することになります。

#### 1. 公立保育園での保育時間帯の現状

公立保育園における保育時間帯は次のとおりとなっています。

（私立保育園とは異なる点があります）

##### ①月曜日～金曜日（開園時間12時間）

- ・通常保育時間 8：30～16：30
- ・時間外保育時間 7：00～8：30 及び 16：30～19：00

##### ②土曜日（開園時間10時間）

- ・通常保育時間 8：30～16：30
- ・時間外保育時間 7：00～8：30 及び 16：30～17：00

#### 【参考】「印西市立保育園の管理及び運営に関する規則（抜粋）」

（保育時間及び休日）

第3条 保育園の保育時間及び休日は、次のとおりとする。

- (1) 保育時間 午前8時30分から午後4時30分まで
- (2) 時間外保育 午前7時から午前8時30分まで及び午後4時30分から午後7時まで。

ただし、土曜日は、午後4時30分から午後5時まで

##### (3) 休日

ア 日曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 1月2日、3日及び12月29日から同月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要であると認めるときは、保育園の保育時間及び休日を変更することができる。

#### 【参考】「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（抜粋）」

（保育時間）

第三十四条 保育所における保育時間は、一日につき八時間を原則とし、その地方における乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長がこれを定める。

### 2. 平成27年4月1日以降の認定区分別保育時間帯の設定について

公立保育園については、下記の理由等により次のとおり設定することとします。  
なお、私立保育園は、独自で当該時間帯を設定することができます。

#### ■保育時間帯

①保育標準時間認定 7:00～18:00（11時間）

②保育短時間認定 8:30～16:30（8時間）

#### 【理由】

利用者への影響が極力出ないことに配慮し、従来の保育時間から大きく変わることがないように、これまでの通常保育時間（8:30～16:30）を原則的な保育時間と位置付け、「保育短時間」については原則的な保育時間と同様とし、その前後1時間30分を含めた時間帯（計11時間）を保育標準時間とする。